㈣　架設工法が、片持ち張出し工法であること（ただし、側径間端部の施工にあたってはこの限りではない）。

㈤　当該施工実績が適切なものであること。

ただし、㈠から㈣は同一の橋梁で施工した実績であること。また、㈤に記載してある適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に従って当該工事に専任で配置できること（詳細は入札説明書参照。）。

㈠　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㈡　特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、本工事に配置する技術者は、平成７年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了したプレストレスト・コンクリート工事で、下記１）から５）までの要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

また、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

１）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

２）橋梁上部型式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続箱桁橋の新設工事であること。

３）最大支間長が、80m以上であること。

４）架設工法が、片持ち張出し工法であること（ただし、側径間端部の施工にあたってはこの限りではない）。

５）当該施工実績が適切なものであること。

ただし、１）から４）は同一の橋梁で施工した実績であること。また、５）に記載してある適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記５⑴から入手するものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（同６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６⑴①の認定を受けていない構成員が同６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において同６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６⑴①の認定又は同６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（同６⑴①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「津軽ダム県道付替砂子瀬橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

税務大学校関東信越研修所外設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 22 年 10 月 28 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　業務概要

⑴　業務名　税務大学校関東信越研修所外設計業務

⑵　業務内容

・建築分野に関する設計業務

・構造分野に関する設計業務

・電気設備分野に関する設計業務

・機械設備分野に関する設計業務

⑶　履行期限　平成24年２月29日

２　申請の時期

平成22年10月28日から平成22年11月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成22年11月16日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成22年10月28日から関東地方整備局総務部契約課（埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に税務大学校関東信越研修所外設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。